

令和5年 第4回

佐伯市議会定例会議案

(追加議案)

9月定例会
佐 伯 市

令和5年第4回佐伯市議会定例会議案目次（追加議案）

（認 定）

番 号	件 名	ページ
第 1 号	令和4年度佐伯市各会計決算の認定について	3
第 2 号	令和4年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	4
第 3 号	令和4年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について	5

（報告事項）

番 号	件 名	ページ
第13号	健全化判断比率及び資金不足比率について（令和4年度佐伯市各会計）	6
第14号	資金不足比率について（令和4年度佐伯市水道事業会計）	7
第15号	資金不足比率について（令和4年度佐伯市下水道事業会計）	8

認定第1号

令和4年度佐伯市各会計決算の認定について

次に掲げる令和4年度佐伯市各会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

- 1 佐伯市一般会計
- 2 佐伯市国民健康保険特別会計
- 3 佐伯市後期高齢者医療特別会計
- 4 佐伯市介護保険特別会計
- 5 佐伯市介護予防支援事業特別会計
- 6 佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計
- 7 佐伯市地方卸売市場事業特別会計
- 8 佐伯市大島航路事業特別会計
- 9 佐伯市蒲江・深島航路事業特別会計
- 10 佐伯市農業集落排水事業特別会計
- 11 佐伯市漁業集落排水事業特別会計
- 12 佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計
- 13 佐伯市生活排水処理事業特別会計
- 14 佐伯市飲料水供給事業特別会計

認定第2号

令和4年度佐伯市水道事業会計決算の認定について

令和4年度佐伯市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

認定第3号

令和4年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度佐伯市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

第13号報告

健全化判断比率及び資金不足比率について（令和4年度佐伯市各会計）

令和4年度佐伯市各会計の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

1 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—% (12.10%)	—% (17.10%)	9.7% (25.0%)	—% (350.0%)
(備考) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はない。 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準 3 早期健全化基準以上のときは、財政健全化計画の策定等の措置が必要			

2 資金不足比率

公営企業会計名	資金不足比率	備 考
地方卸売市場事業特別会計	—%	1 各公営企業会計の資金不足額はない。 2 資金不足比率が20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。
大島航路事業特別会計	—%	
蒲江・深島航路事業特別会計	—%	
農業集落排水事業特別会計	—%	
漁業集落排水事業特別会計	—%	
小規模集合排水処理事業特別会計	—%	
生活排水処理事業特別会計	—%	

第14号報告

資金不足比率について（令和4年度佐伯市水道事業会計）

令和4年度佐伯市水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

資金不足比率	備 考
— %	1 水道事業会計の資金不足額はなし。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。

第15号報告

資金不足比率について（令和4年度佐伯市下水道事業会計）

令和4年度佐伯市下水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月20日提出

佐伯市長 田 中 利 明

資金不足比率	備 考
— %	1 下水道事業会計の資金不足額はなし。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。